

公 募 要 領

経済産業省本省庁舎において有償によりキッチンカー
(フードトラック)を出店し営業を実施する者の公募

経済産業省大臣官房会計課厚生企画室

令和6年11月

1. 概要

- (1) 経済産業省本省庁舎における職員及び来庁者等の利便性を確保するため、行政財産の使用許可を受けて有償によりキッチンカー(フードトラック)を出店し営業を実施する者(以下、「事業者」という。)について、以下に記載する諸条件に従い募集する。
- (2) 募集者数 1者
- (3) 店舗所在地及び名称
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省本省庁舎中庭駐車場
- (4) 営業開始時期
令和7年4月1日(予定)
※採択後、設備等の設置状況を踏まえ、経済産業省大臣官房会計課厚生企画室担当者(以下、「担当者」という。)と協議の上営業開始時期を決定する。
- (5) 事業者の選定方法
経済産業省(以下「当省」という。)において、本公募要領中で定める選定方法により総合的に審査し事業者を選定する。

2. 使用を許可する施設について

以下に使用を許可する施設の概況等を示すので、こちらの施設諸条件を承知したうえで応募すること。

(1)施設現況等

①位 置 図 (「資料1」参照)

②職 員 数 約 4,000 人(非常勤、当省内勤務委託事業者等含む)
在宅勤務制度あり

③来 庁 者 数 1日あたり約 400 人(令和 6 年 10 月時点)

④職員勤務時間 ①7:30～16:15／②8:00～16:45／③8:30～17:15／④9:00～17:45／
⑤9:30～18:15／⑥10:00～18:45

⑤休 憩 時 間 ①12:00～13:00／②12:30～13:30

⑥他 の 店 舗 等 食堂B(セルフサービス、令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可期間)
食堂 C(セルフサービス、令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可期間)
テイクアウト店(令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可期間)
コンビニエンスストア(令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可期間)
書店(令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可期間)
※食堂B、C 及びテイクアウト店では弁当の販売も売り歩きも含め行っている。

⑦出店営業可能面積(「資料2」参照)

＜キッチンカー(フードトラック)＞ 31. 8㎡

○1箇所当たり 15. 9㎡※

○箇所数 2箇所

※車両面積及び看板設置等営業に必要な面積を含む

⑧国有財産使用料

○事業者は、当省から発行する納入告知書により年額使用料を1年分前払で支払うものとする。

○令和5年度使用料＝

$29,760 \text{円/年} \times \text{使用許可面積} \times 243 \text{日} \div 365 \text{日} \times 4 \text{h} \div 24 \text{h}$

(消費税及び地方消費税は別途)

※上記金額は令和6年度のものであり、毎年度変更がある。

令和7年度営業日日数(「資料3」参照)

(2)使用許可期間

令和7年4月1日(予定)から令和9年3月31日までとする。

(3)使用許可の取消し

当省は、以下に該当する場合は、使用許可の取消しをすることができる。

①国が使用許可財産を使用する必要性が生じたとき。

②暴力団又は暴力団員を業務者又はキッチンカー(フードトラック)従事者としていることが明らかになったとき。

③暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

④上記の他、使用許可条件に違反したとき。(使用許可条件については「資料4」参照)

⑤本公募要領2. 及び3. で記載する諸条件や事業者からの提案事項に事前の協議なく違背したとき。

⑥事業者が著しく社会的信用を損なう行為をし、出店者としてふさわしくないと当省が判断したとき。

(4)設備及び準備工事、原状回復義務

- ①出店営業に当たって設備等を変更し、又は、新たに設置するときは、当省の許可を得ること。
また、当該設置費用及びその維持管理に係る所要経費は全て事業者負担とする。
 - ②使用許可期間の終了時又は使用許可を取り消された場合には、使用許可を受けた施設及び開設に伴って事業者が設置した設備等について、すべて事業者の負担により原状に復すること。
- (5)事業者の負担する費用等
- ①国有財産使用料
 - ②出店営業に必要な光熱水料
 - ③②に係る毎月検針可能な電力量計の設置及び撤去費用
 - ④その他キッチンカー(フードトラック)の出店営業に要する一切の経費
- ※出店営業に係る金銭的な補助を当省は一切行わない。

3. 営業条件

以下に営業に関する諸条件を示すので遵守すること。

(1)目的

当省の本省庁舎に所属する職員の福利厚生及び当省への来庁者の利便性向上に資することを目的とし、職員等の食事の機会の確保を行うことを主としたキッチンカー(フードトラック)を出店し営業を実施する。

(2)営業日

原則として、休日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める休日(以下「休日」という)をいう。)を除く毎日とする。事業者側の事情により休日以外に営業をしない場合は、営業をしない日の1週間前までに担当者と協議の上、許可を得ること。

(3)営業時間

10時30分から14時30分までとする。営業時間の内訳は以下のとおりとする。

- ・開店準備時間 10時30分～11時30分
- ・販売時間 11時30分～13時30分
- ・閉店準備時間 13時30分～14時30分

なお、開店準備・閉店準備時間も販売して差し支え無いこととする。

(4)営業形態

①キッチンカー(フードトラック)内の厨房で調理した食事を提供するものとする。

②テイクアウトのみの営業とする。

③メニュー・価格は事業者の提案によるものとする。

ただし、昼食を想定したメニュー構成とし、飽きの来ないメニューや購入しやすい価格帯に努めるものとする。

なお、メニュー構成・価格帯の決定にあたり、常に同じキッチンカー(フードトラック)であることを要しない。

④決済方法についてはキャッシュレス決済を対応可能とすること。

⑤翌週のメニュー表は前週木曜日までに担当者へ提出すること。

(5)法令等の遵守

①キッチンカー(フードトラック)の出店に当たっては、関係法令及び規則等を遵守することとし、国有財産を使用した経済産業省の福利厚生施設として相応しい営業に配慮し、最善の努力をすること。

②キッチンカー(フードトラック)の出店にかかる業務の一切を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。また、使用許可された面積の一部又は全部を第三者に使用、転貸、譲渡してはならない。

(6)営業について

①当省は、本公募要領及び提出された事業者からの提案書に基づくキッチンカー(フードトラック)の出店営業の実施に係る確認等を随時、必要に応じ行うことができる。

②当省は、上記確認等の結果又は担当者に寄せられた職員等からの意見に基づき、キッチンカー(フードトラック)の出店営業の実施について必要な報告又は改善を事業者を求めることができる。

③事業者は、四半期に1度、四半期の売上高、収支計算、決算等について報告すること。また、前年度の売上高、収支計算、決算等をその翌年度6月末日までに報告すること。

④経済産業省が行う各種施策(例:被災地支援、政策の実証、事業化テスト等)に対して協力を求めた場合は、当該協議に応じ、可能な限りその実現に努めること。

(7)廃棄物について

当省でのキッチンカー(フードトラック)の出店営業の実施にあたっては、キッチンカー(フードトラック)から搬出することなくすべて持ち帰ること。

また持ち帰った廃棄物については、法令に定めるリサイクル処理を行うなど適切に処理すること。

(8)環境配慮

- ①グリーン購入法における環境物品等の調達の推進に関する基本方針 判断基準(22-9 小売業務)に適合していること。(「資料5」参照)
 - ②容器包装の使用合理化のための取り組みを行っていること。(「資料6」参照)
 - ③商品包装の合理化及び過剰な使用、排出を抑制するための取組、また、プラスチック袋・容器、フォーク・スプーン等使い捨てプラスチック製品の使用・配布をできる限り抑制するための取組を行うこと。
- (9)設備等の管理義務
- ①使用許可部分の設備等の安全管理については、事業者が全ての責任を負うものとする。
 - ②キッチンカー(フードトラック)の出店営業に当たって設備等を変更し、又は新たに設置するときは当省の許可を得ること。
 - ③設備等については、整理、整頓、火災防止等、善良な管理者の注意をもって使用・管理しなければならない。
 - ④災害予防については特に注意し、消防法に定めるもののほか、経済産業省庁舎管理運営にかかる諸規程に基づき、防災措置を講じ、当省で作成する防災マニュアル等にならうこと。
- (10)食の安全、衛生管理
- ①食の安全、衛生管理については、事業者が全て責任を負うものとする。
 - ②関係法令、ガイドライン等に従った適切な管理を行うこと。
 - ③使用許可部分は清掃を実施し清潔感を保ち、独自にも衛生、害虫対策に留意すること。
- (11)従業員について
- 事業者は、キッチンカー(フードトラック)従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び担当者に対し速やかに報告すること。
- (12)その他
- ①自己の都合によりキッチンカー(フードトラック)の出店営業を終了しようとするときは、原則、終了希望日の6ヶ月前までに文書をもって当省に申し入れなければならない。
 - ②事業者は、営業で知り得た当省の業務上の秘密について、その保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
 - ③非常災害(洪水、津波、地震、火災、落雷、台風、竜巻などの天災、その他予想し難い事故を含む。)が発生した場合は、当省の求めに応じて食料品等の提供に協力すること。
 - ④事業者及びキッチンカー(フードトラック)従事者は、当省喫煙ルールに従うこと。
 - ⑤キッチンカー(フードトラック)の入構に際しては、当省規程に従わなければならない。
 - ⑥庁舎管理上のセキュリティ保持や災害時の対応については、当省規程やマニュアルに従うものとする。
 - ⑦担当者と事業者、キッチンカー(フードトラック)従事者との間で連絡調整等を行うに当たって、日本語で電子メール及び電話でのやりとりを可能とし、当省提供の様式に従い連絡体制を確立しておくこと。
 - ⑧その他
当該公募要領、国有財産使用許可書(「資料4」)に記載のない事項及び細部について、また、使用許可後の社会情勢の変動等により使用面積の状況、提案した営業条件などを変更する場合は、担当者と協議し決定するものとする。

4. 企画提案書作成要領及び評価の観点

キッチンカー(フードトラック)の出店営業を希望する者は、「資料7」の項目に基づき、企画提案するものとする。

まず、企画提案に当たっては、「資料7」に掲げている各項目(以下、1.(1)～(2)、2.(1)～(4)、3.(1)～(5)、4.(1)の各項目)についてそれぞれ日本語・A4判サイズ設定1枚程度で作成すること。様式、形式は任意とし、図や写真等を利用して、企画提案の内容をイメージしやすいものとする。また、各項目を含めて、他に提案したい事項、参考資料(パンフレット等)があれば、追加して構わない。ただし、その場合は、A4判サイズ設定で5枚程度に収めること。

5. 応募手続等について

(1) 受付、提出期限

- ① 提出期限：令和6年12月16日（月）12時
- ② 提出期限までに下記「5. (2)、(3)」の書類をメールにて提出すること。
 - 宛 先：bzl-refresh@meti.go.jp
 - メール件名：【申請書】キッチンカー（フードトラック）を出店し営業を実施する者への公募申請
 - 本文：次の情報を記載
「社名」「所属（部署名）」「担当者氏名（ふりがな）」「担当者電話番号」「担当者 mail アドレス」
 - 添付：下記「5. (2)」で記載の必要書類を添付
※容量が10MBを越える場合は、大容量ファイル交換サービスを使用するか、ファイルを分割して提出すること

(2) 提出書類

- ① 申請書（別添様式1）
- ② 業務確約書（別添様式2）
- ③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添様式3）
- ④ 主なキッチンカー（フードトラック）の営業実績等（別添様式4）
- ⑤ 企画提案書（上記「4.」参照）

(3) 申請書について

別添様式1により作成し、以下の資料を添付すること。

- ① 会社概要
- ② 法人の場合定款又はそれにかわるものの写し、個人の場合住民票の写し
- ③ 法人の場合、法人登記簿謄本。個人の場合、開廃業届出証明書（税務署発行のもの）。
- ④ 営業状況（提出日前1年以内に作成したもの、キッチンカー（フードトラック）受注数及び営業年数のわかるもの、様式は問わない）
- ⑤ 直近3年分の決算書の写し
法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
個人の場合：決算書等財産状態が確認できる書類
- ⑥ 直近3年分の法人税、消費税の納税証明書（未納のないことの証明）

(4) 注意事項

- ① 企画提案書等については、pdf形式とし、A4判サイズ、日本語で作成のこと。
- ② 企画提案書等の作成、提出及び本公募への応募にかかる費用は全て応募者の負担とする。
- ③ 当公募において知り得た一切の秘密は、当省の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ④ 事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従ってキッチンカー（フードトラック）を出店し営業するものとする。ただし、諸事情の変化により協議の上、変更をする場合は、この限りではない。
- ⑤ 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、当公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとする。

6. 事業者の選定方法について

(1) 形式審査

前記「4.」及び「5.」に記載する事項に不備がある申請書及び企画提案書であるときは失格とする。

(2) 適合審査

申請書及び添付書類から、以下のいずれか1つに該当すると認められる者は失格とする。

①当該店舗を営業する能力及び経験を有していない。

②国税及び地方税を完納していない。

③経営状況及び信用度が著しく悪化している、又は適正な業務履行が確保されない。

④過去に社会的信用失墜行為があり、未だそれが改善されていないと認められるとき。

(3) 企画審査

企画提案書等を、前記「4.」評価の観点等に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案をした者を事業者として選定するものとする。

7. その他

(1) 公募に関する質問

- ① 質問はメールで下記「7. (2)」の問合せ先に別添様式5を用い令和6年12月6日（金）まで受け付ける。
- ② 内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。
- ③ 質問事項及びその回答については応募予定事業者に共有する。
- ④ 期限までに当省に寄せられた質問内容とその回答の共有を求める応募予定者は、「7. (2)」の問合せ先にその旨を連絡すること。

(2) 問合せ先及び担当

経済産業省大臣官房会計課厚生企画室 対馬・松崎
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省本館8階西6
E-mail : bz1-refresh@meti.go.jp